

Q

## もしも、海外で、大切な日本の地名や商品名の類似商標を見つけたら、どうしますか？

A

### 類似商標は、放置しないことが重要です

近年、海外で、日本の地名や商品名に似ている商標が出願・登録されているケースが多発しています。これを放置すると、その国や地域で名称が使用できなくなるばかりか、日本の商品の信頼や価値が損なわれるなど、様々な問題が発生します。こうした事態を防ぐために、類似商標が出願・登録された場合の対抗策を知っておく必要があります。しかし、商標制度はそれぞれの国や地域の法律に基づいて運用され、対抗策も異なります。類似商標を見つけた時は、まず専門家に相談しましょう。

- 相談先： 日本国内特許商標事務所、弁理士、弁護士、知財コンサルティング会社等
- 相談時必要情報：【必須】対象の国や地域名、商標、出願/登録番号【補足】出願人名、出願日

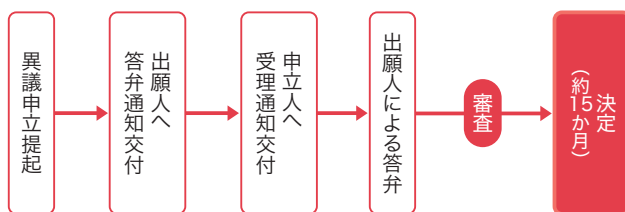
#### ⚠️ 中国において発見した商標が登録された場合のリスク

すでに商標を使用して販売中	使用されている商標がすでに著名性を獲得している場合は継続使用できる可能性もありますが、相手方が商標侵害を理由に行政摘発や訴訟を提起するリスクがあります。
販売を計画中	将来的に相手方が商標侵害を理由に行政摘発や訴訟を提起するリスクがあります。
販売計画なし	将来的に相手方が市場を独占する可能性があります。

## 対応方法1：異議の申立てを提起する

中国では発見した商標の登録に対して異議がある場合、以下の要件で中国の国家知的財産権局に対して申立てを行うことができます。

- 申立期間： 公告日(商標が公報に掲載された日)から3か月以内
- 期限の延長： 不可
- 申立てのスケジュール：



- 申立てできる人： 申立根拠に依拠(相対的拒絶理由に基づく場合は申立人が先行権利者又は利害関係者、絶対的拒絶理由に基づく場合はいかなる第三者)  
※申立時点で登録商標を所持していない場合は、明確な利害関係を主張することや、類似商標の出願・登録を防止するために、早急に新規商標出願することが勧められています。
- 現地費用概算： 約USD1,000～(現地費用のみ、雑費別)
- 日本におけるGI登録<sup>(※)</sup>が有効となるケース：

GI登録証などを提出できる場合、先行権利者として異議申立てを提起する資格があります。

※GIとは、「Geographical Indication」の略で、「地理的表示」を意味します。「夕張メロン」のように、名称からその生産地を特定でき、その特性が生産地と結びついていることを特定できる農林水産物・食品等の名称の表示です。

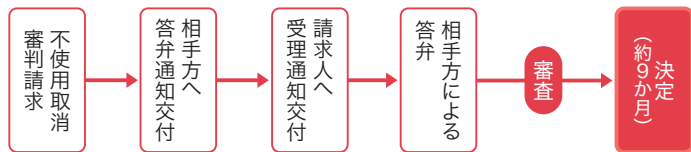


## 対応方法2：不使用による登録取消を請求する

発見した商標が登録されている場合でも、対象となる商標が正当な理由がなく3年間連続して使用されていない場合は、不使用による登録取消の審判を請求することができます。しかし、登録取消は異議申立てによる登録阻止より難しいため、発見した商標が公告期間中であれば異議申立てを行うことが推奨されます。



### ■審査のスケジュール：

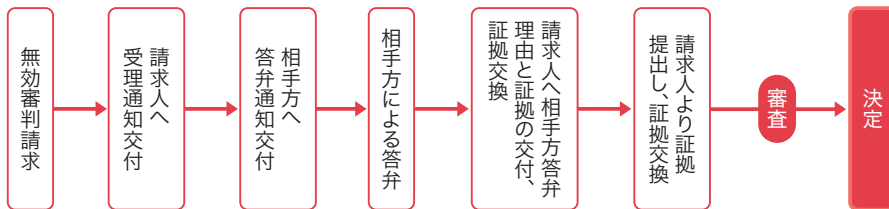


■費用概算： 約USD450～(現地費用のみ、雑費別)

## 対応方法3：登録を無効とする審判を請求する

発見した商標が登録されている場合でも、先行権利者または利害関係者は登録後5年以内であれば該当する商標の登録について無効を主張するための審判を請求することができます。しかし、登録無効は異議申立てによる登録阻止より難しく、発見した商標が公告期間中であれば異議申立てを行うことが推奨されます。

### ■審査のスケジュール：



■費用概算： 約USD1,500～(現地費用のみ、雑費別)

## 似ているかどうかの判断例

中国の審査官は商標の態様別(文字は文字部分、図形は図形部分と比較すると、「類似商品またはサービスなどの区分表(Chinese Classification Book)」に基づいて、似ているか否かを判断します。

外観・称呼の類否判断例			
	外観	称呼	觀念
類似商標	BOSS	CATANA	玫瑰花 「玫瑰」→バラ
	13055	KATANA	玫瑰

## 備考(買取交渉、GI登録の権利行使)

どの対抗策もとることが難しい場合、相手方と交渉の上で商標権を購入することもひとつの方法です。しかし、相手方が不当に高額を支払いを要求するリスクなどがあることも注意しておきましょう。また、日本でGI登録していることは、前述のとおり異議申立てにおける有効な理由の一つとなるため、将来的な権利保護・権利行使のためにも新規登録・登録維持が推奨されています。

相手の情報や商標の出願・登録状況、所有する権利の有効性など、案件によって対抗策は異なるので、まずは専門家や専門機関へ相談することをお勧めします。

本リーフレットは農林水産省の海外知的財産保護・監視委託事業により株式会社マークアイが作成しました。記載事項についてのご質問は以下の問合せ先までお願いします。

□問合せ先 株式会社マークアイ

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-7 赤坂溜池タワー8F  
TEL: 03-6862-9954 FAX: 03-6862-9930  
HP: <https://trademark.jp> Email: [maff@mark-i.jp](mailto:maff@mark-i.jp)

□問合せ先 農林水産省 食料産業局 知的財産課 地理的表示事業推進班

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL: 03-6738-6317  
HP: [https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_conso/index.html](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_conso/index.html)